相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市日の出町一丁目一五番地、最後の住所神奈川県横須賀市日の出町一丁目一五番地ブランシール七〇三

被相続人　亡　岡田　栄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三十日

神奈川県横須賀市大滝町二―一一―一　ヤシマビル七階

相続財産管理人　弁護士　中川　広夢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市平作五丁目一八番、最後の住所神奈川県横須賀市平作五丁目一八番一六号

被相続人　亡　小島　明良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三十日

神奈川県横須賀市大滝町一丁目二一番地　ジュネス横須賀二階　横須賀総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　望月由佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市高柳町一二の三四番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　柴田　徳二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三十日

事務所石川県かほく市木津イ七三番地一三　相続財産管理人　松本　秋景

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県三方上中郡若狭町常神第一号五六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　片山　渉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三十日

福井県敦賀市鋳物師町四番八号　相続財産管理人　弁護士　高辻　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県中央市西新居一番地四八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　伊藤　純輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三十日

山梨県甲府市丸の内二丁目三四番八号第二メグロ会館三―A後藤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　後藤　光利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市福田町一丁目二〇番地二、最後の住所岐阜市椿洞四二五番地三〇

被相続人　亡　田邊　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三十日

事務所岐阜市天神町一番地二　相続財産管理人　弁護士　廣瀬　英雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市柳津町上佐波一丁目一二〇番地、最後の住所岐阜市鷺山一七六八番地一三八

被相続人　亡　加藤美和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三十日

事務所岐阜市天神町一番地二　相続財産管理人　弁護士　廣瀬　英雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県中津川市茄子川九三二番地、最後の住所岐阜県恵那市武並町竹折一〇五九番地の一

被相続人　亡　山口　一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三十日

事務所名古屋市瑞穂区瑞穂通二丁目二番二号サニーストン瑞穂四〇二号　ミューズ法律事務所　相続財産管理人　山内　順

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県稲沢市下屋敷三丁目三五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　服部　正樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三十日

名古屋市中区丸の内二丁目一七番一三号NK丸の内ビル七〇一号平井綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　平井　朝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県東春日井郡小牧町大字舟津七番戸、最後の住所不明

被相続人　亡　伊藤　まを

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三十日

名古屋市中村区名駅三―一六―二二　名古屋ダイヤビルディング一号館三階　服部誠法律事務所　相続財産管理人　弁護士　服部　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市南区西九条横町九番地、最後の住所大阪市中央区難波千日前四番二七号

被相続人　亡　九里　冨三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三十日

京都市中京区三条通新町西入釜座町八番地　コンフォレスト三条一F　相続財産管理人　司法書士　加瀬　年男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県大和郡山市材木町二四番地、最後の住所奈良県奈良市六条西三丁目九番一七―二号

被相続人　亡　宮城美江子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三十日

奈良県奈良市中登美ヶ丘六―三―三リコラス登美ヶ丘A棟二〇二　弁護士法人松柏法律事務所生駒事務所　相続財産管理人　藤木　秀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県赤磐市桜が丘西八丁目二七番地一五、最後の住所岡山市東区西大寺中野本町八―四一社会医療法人盛全会　岡山西大寺病院、最後の住民票上の住所岡山市中区四御神三一三番地一メゾンベルデA―二〇一

被相続人　亡　妹尾　雅昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三十日

主たる事務所岡山市北区南方一丁目八番一四号　相続財産管理人　弁護士法人菊池綜合法律事務所

第３期決算公告

平成26年４月30日

東京都港区虎ノ門四丁目１番17号

株式会社All Nippon Entertainment Works

代表取締役

サンフォード・アール・クライマン

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	558,740
	固定資産	63,483
	合計	622,223
負債及び純資産の部	流動負債	85,674
	株主資本	536,549
	資本金	552,500
	資本剰余金	552,500
	資本準備金	552,500
	利益剰余金	△568,450
	その他利益剰余金	△568,450
	（うち当期純損失）	(315,008)
	合計	622,223